

久喜市議会

令和4年11月定例会議

市長提出議案質疑通告

令和4年12月13日（火）

質疑通告者一覧

【議案第 75 号 令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号）について】

通告第 1 号	春山 千明	議員	1
通告第 2 号	猪股 和雄	議員	1
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	1
通告第 4 号	大谷 和子	議員	2
通告第 7 号	石田 利春	議員	2
通告第 9 号	園部 茂雄	議員	2

【議案第 79 号 久喜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例】

通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	3
通告第 5 号	川辺 美信	議員	3

【議案第 80 号 久喜市部設置条例の一部を改正する条例】

通告第 2 号	猪股 和雄	議員	4
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	4
通告第 5 号	川辺 美信	議員	5

【議案第 82 号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例】

通告第 1 号	春山 千明	議員	6
通告第 2 号	猪股 和雄	議員	6
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	7
通告第 5 号	川辺 美信	議員	7
通告第 8 号	貴志 信智	議員	8

【議案第 86 号 第 2 次久喜市総合振興計画基本構想及び同前期基本計画について】

通告第 2 号	猪股 和雄	議員	9
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	9
通告第 6 号	杉野 修	議員	10
通告第 8 号	貴志 信智	議員	11

【議案第 87 号 第 2 次久喜市環境基本計画について】

通告第 1 号	春山 千明	議員	12
通告第 3 号	渡辺 昌代	議員	12

【議案第 88 号 第 3 次久喜市地域福祉計画について】

通告第 2 号	猪股 和雄	議員	14
---------	-------	----	-------	----

【議案第 89 号 久喜市都市計画マスタープランの一部改定について】

通告第 1 号 春山 千明 議員	15
通告第 6 号 杉野 修 議員	15

【議案第 90 号 第 3 期久喜市教育振興基本計画について】

通告第 1 号 春山 千明 議員	17
通告第 3 号 渡辺 昌代 議員	17

【議案第 98 号 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第 2 号 猪股 和雄 議員	18
------------------	----

【議案第 99 号 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第 5 号 川辺 美信 議員	19
------------------	----

○ 通告第1号 春山 千明 議員

(1) P28 民生費 すくすく出産祝金支給事業

230万円のプラス補正で想定よりも増えているとの事。積算根拠と増の状況をどう見るか。これまでと今後の少子化対策における関連性が見えてくるものなのか、見解を伺う。

(2) P32 商工費 事業者・農業者物価高騰等対策給付金給付事業

1億5,500万円もの減額補正をした。担当課、及び財政部の評価はどのようなものなのか伺う。

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) 10月臨時会議では「子育て支援(1)学校給食運営事業」で5か月間の給食費を無償化したが、幼稚園や保育園の給食費は対象外としていた。今回は「子育て応援給付金」として、それ以外の子育て世帯に2万円の現金給付とした。

最初から、「子育て世帯全体に1人あたり2万円の給付」という制度設計にすべきではなかったか。なぜ途中で政策を変更して「追加」支援としたか。

(2) 子育て応援給付金、妊婦応援給付金の支給スケジュールを説明されたい。

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

(1) P20 から全体の光熱水費で伺う

補正予算全体で増加となった光熱水費については、今回の物価高騰、ガス・電気の値上げによるものと考えますが、久喜市全体でいくらの値上げとなり、当初予算の何%増となるのか伺う。今後の対策は考えているのか伺う。

(2) P22 総務管理費 くきふれあいタクシー（補助タク）事業

434万円の増となったが、増額となった理由の説明を求める。

(3) P34 教育総務費 （仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校開設準備事業

ア 校舎増築工事等設計業務委託料が予算化されたが、義務教育学校について保護者からの意見はどのようなものがあったか伺う。

イ 義務教育学校について問題点はないのか、課題はないのか伺う。

ウ 全体計画と規模について伺う。

○ 通告第4号 大谷 和子 議員

- (1) P28 すくすく出産祝金支給事業
当初見込みより出産が多くなっているとの理解だが増の見込みは。
- (2) P28 子育て応援給付金給付事業
P30 妊婦応援給付金給付事業
ア 事業のスケジュール。
イ 給付金額2万円の理由。
ウ 2つの事業それぞれの対象人数は。
エ 事業の周知と申請方法。

○ 通告第7号 石田 利春 議員

- (1) P20 総務管理費 旧栗橋第一幼稚園園舎等解体事業 用地測量業務委託料 1,612千円
用地測量を進めるとの予算ですが、更地となっている園舎跡地の活用は、これまで検討事項になっていました。用地測量の目的は。また、今後の計画はどのようなものか。
- (2) P34 防災訓練事業 △2,242千円
マイナス予算が計上されています。バスによる避難訓練事業。一般質問では「令和4年度内に実施できるか検討する」との答弁でした。予算を削減してしまうのは何故か。

○ 通告第9号 園部 茂雄 議員

- (1) 10款 教育費 2小学校費
樹木剪定業務委託料について、今回、補正予算になった経緯について、当初予算から漏れた理由と、補正予算に組み入れた経緯を時系列に説明を求める。
- (2) 10款 教育費 3中学校費
樹木伐採業務委託料について、今回、補正予算になった経緯について、当初予算から漏れた理由と、補正予算に組み入れた経緯を時系列に説明を求める。
- (3) 10款 教育費 5社会教育費
公民館管理事業の修繕料についての内容を伺う。

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

- (1) この改正で、職員全員が早期退職をしないと想定した中で、定年が引き上げられる年度ごとに該当する人数は何人になるのか、それぞれの年ごとに伺う。
- (2) これまでの定年後の再任用（短時間勤務以外）されたときの勤務との違いは何か。
- (3) 条例第9条について、(1)(2)(3)について説明を求める。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

- (1) 2024年4月以降5年間の対象となる職員数を年度ごとにお伺いします。また、2024年4月に役職定年となる対象者数をお伺いします。
- (2) 該当する職員への周知と意向確認はどのように行うのかお伺いします。また、本人の意向は十分に尊重すべきですが、見解をお伺いします。
- (3) 定年の引上げに伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制、60歳以降の職員の給料月額7割措置について、現在の再任用制度との変更点についてお伺いします。
- (4) 60歳以降は、給与月額7割措置と一般職（非管理職）へ降任は、働くモチベーションが保てるのかどうか懸念されます。対象職員が引き続き市の職員として働き続けられるような対策を講じるべきですが見解をお伺いします。
- (5) 管理監督職勤務上限の年齢による降任の特例（特例任用）について、希望する職員について実施する意向があるのかお伺いします。
- (6) 現在の再任用制度では希望すれば管理職として任用されていますが、2023年4月以降の再任用職員の役職の変更はあるのかお伺いします。

○ 通告第2号 猪股 和雄 議員

(1) 今回の機構改革は、総務部と財政部を総合政策部と総務部に分割、健康・子ども未来部を健康スポーツ部と子ども未来部に分割、人権行政を市民部へ移管することになる。

最近4年間で見ても、児童福祉行政を福祉部から切り離して、健康・子ども未来部を新設した。国民健康保険行政を市民部へ移管した。今年度には生涯体育行政を教育部から切り離して健康・子ども未来部へ移管した。

さらに再来年度には、総務部、市民部、環境経済部の一部を切り離して市長公室を新設し、建設部を建設部とまちづくり推進部に分割して、交通政策を移管する、国保行政の再移管、各総合支所の事業が縮小される。

また、この数年間の間に、教育部が理科大跡地から移転したほか、コミセン管理が市民部に移管し、来年度にはブランド推進課の一部の配置場所も移動する。

市民から見て、度重なる機構改革の意義が非常にわかりにくく、配置場所の移転も伴って、理解を得にくいことは否めない。なぜこのようなわかりにくい、小刻みな組織改編と何度も移動を重ねると判断したか。

(2) 機構改革を小刻みに積み重ねるのではなく、必要な機構改革と配置の変更をできるだけ抜本的に、まとめて実施することがベターであると考えますが、認識を問う。すでに2年間にわたる機構改革の計画ができているのであれば、来年度に「市長公室」の新設まで含めた組織変更を一度に行うべきであるが、そうしない（できない）理由を、市民にわかるように説明されたい。

(3) 人権推進課を総合政策部へ移行せずに、市民部へ移管する理由は何か。行政の体系からして、市の行政全般に貫かれなければならない「人権」こそ、総合政策部に置くべきと考えるが、いかがか。

(4) 交通企画課をまちづくり推進部に移行して「交通係」にすることになっているが、業務内容や人員配置の縮小になるのか。縮小される業務内容は何か。

(5) 執務スペースや会議室が不足するため、当面の対策として、駐車場に会議室棟を増設することになっているが、本庁舎の増築は将来課題ではなく、現在の課題である。「新」庁舎の計画を示すべきであるが、どのように検討を進めるか。

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

(1) 「健康・子ども未来部」を「健康スポーツ部」と「子ども未来部」に分けて、あまりにも忙しすぎる部の調整と担当をきっちりしたのは理解できるが、なぜ「健康スポーツ部」にしたのか。「健康・スポーツ部」または、「健康医療・健康スポーツ部」にしなかったのか伺う。

「健康スポーツ」ではその言葉自体があるので、そこに医療・国保・健康医療が含まれていることが分からない。あまりにもスポーツが前面にでていて、スポーツが出来ずに医療にかかっている人や健康に苦しんでいる人を思いやったネーミングには思えない。「地域医療体制の充実」は市民が一番力を入れてほしい施策ではないのか。(総合振興計画の市民アンケート結果にはそのようになっていた)健康医療がわかるような標榜にすべきではないか伺う。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

(1) 10月31日の全員協議会の令和5年度組織機構改革(案)についてお伺いします。

ア 職員の健康管理体制の機能強化・働き方改革の更なる推進として「職員健康支援室」の設置について次の項目をお伺いします。

(ア) 職員健康支援室に配置される人数をお伺いします。

(イ) 働き方改革の観点から、時間外勤務の削減や年次有給休暇など諸休暇の取得促進、ハラスメント防止などメンタルヘルス対策に特化した組織にすべきですが考え方を伺います。

イ ワンストップ型福祉総合窓口として「ふくし総合相談窓口」の設置とあります。組織図上の変更は無しで社会福祉係が担当とありますが、生活困窮は生活支援課、障がいは障がい者福祉課、高齢介護は介護保険課と高齢者福祉課で、同じフロア内に隣接しています。総合相談窓口の役割は、相談者を担当課に引き継ぐのか、総合窓口で完結できるように担当者と呼ぶのか、社会福祉係が最初から最後まで担当するのか、重層的・包括的相談体制の整備はどのようなイメージで進めるのかお伺いします。

○ 通告第 1 号 春山 千明 議員

- (1) 今回の条例の附則にある廃止される公民館条例については、今までの説明では「公民館機能は残す」というものであった。それはこの条例のどこに入ってきているのか伺う。
- (2) 公民館の役割、社会教育法第 20 条の考え方はどう踏襲していくのか伺う。
- (3) 社会教育法第 38 条では公民館を設置する自治体に支給された補助金は公民館がなくなった時、国庫に返還するものとなっている。その対象になる公民館はないのか伺う。
- (4) コミュニティセンターになった時、公民館での館長はじめ職員体制はどのようになるのか伺う。
- (5) 公民館と密接なつながりをもった地域や学校はこれまでの関係性や事業展開などどうなっていくのか不安があると聞いている。この構想が出てから今までに時間はあったかと思うが、どう地域や学校をはじめ利用者に説明し理解を求め、課題解決してきたのか伺う。
- (6) 今まで公民館は教育委員会が所管し、教育長が多くの権限等を持っていた。所管が市民部になった場合、かなり上手な引継ぎ等必要になってくると考えられる。どのように行っているのか伺う。
- (7) コミュニティセンターになると貸し館的な部分は広く柔軟な対応になると考えられる。今までの公民館よりも利用者に対しサービスが向上する内容、また反対に施設機能が衰退する内容はどのようなものがあるのか伺う。また、今後においても利用者の意見を聞きながらサービス向上を推進していくべきだがいかがか伺う。
- (8) 施設使用料はこれまでの公民館との関係に対し配慮した設定になっている。今後、コミュニティセンターとなった時、横のつながりが必要になってくると考える。同じような施設はコミュニティセンターが別でも同じ使用料とするべきだがいかがか伺う。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

- (1) 各コミセンへの職員配置の計画を明らかにされたい。
- (2) 公民館事業推進室はどこにおくか。職員の配置計画も示されたい。
- (3) これまでの公民館をコミセンにすることで、利用できる対象を拡大すると説明されているが、以下はどうなるか。
 - ア 個人、企業の利用、営利目的、政治（政治団体）目的、宗教（宗教団体）目的（布教活動など）の利用。
 - イ コミセン条例第 6 条、ホームページの「利用案内」で「利用できない」としている「営利を目的とした催し」の基準を説明されたい。

ウ その他、公民館でこれまで利用できなかったが、コミセンで利用できるようになる事業はどのようなものを想定しているか。現にこれまで、公民館で利用を認めず、コミセンで認めてきた事業はどのようなものがあるか。

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

- (1) 公民館をコミュニティセンターに変える理由をあらためて伺う。
- (2) 職員等の配置については、説明では「正職員を含む常時3名体制とする」としているが、現在の公民館の職員体制と比べてどのようになるのか伺う。現在のコミュニティセンターは正職員の配置をするのか、人員配置のない青葉公民館、南公民館はどうなるのか伺う。
- (3) 事業は公民館事業を引き継ぎ企画運営し、公民館運営委員も引き続き任用するとしているが、運営委員の人数や手当はどうなるのか、また、地域と一緒にしている事業はどうなるのか伺う。
- (4) 施設の利用に関しては、公民館では、市民が優先され、企業等は厳しい規制があったが、今後はどうなるのか。コミュニティセンターは教育委員会の扱いではなくなり、社会教育法の適応から外れる事になる。自治法の扱いでは、誰でも利用できる事になり、企業、政党、宗教法人、宗教団体、久喜市外の住民など自由になる反面、久喜市民にとってそれは今までよりも利用がしづらくなるのではないか。人員が配置されていない施設で、企業の勧誘や、宗教の勧誘、物品販売がされているかどうかをどうやってチェックするのか、伺う。
- (5) 今後10年、20年が経過しても、人員配置や事業、公民館運営委員の配置などは担保されるのか伺う。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

- (1) 9月定例会議において、「2022年度中に庁内の関係課と必要な調整を行うとともに、関係例規の改正や公共施設予約システムの変更、案内表示板などの掛け替え作業等を行う予定。」との答弁がありました。進捗状況についてお伺いします。
- (2) 10月31日の全員協議会で公民館のコミュニティセンター化で出された資料4でお伺いします。
 - ア 公民館事業の実施体制について、公民館事業推進室に配置する職員数をお伺いします。
 - イ 9月定例会議で、公民館事業について事業数は90、開催日数は300日との答弁がありましたが、そうした組織体制と理解して良いのかお伺いします。
- (3) コミュニティセンター化の目的に、利用者と利用率の向上を掲げています。利用率の向上は利用者間の競争にもつながり、一事業に複数の予約を入れる傾向も考えられます。そこで、キャンセルについてお伺いします。
 - ア キャンセル料は設定するのかお伺いします。
 - イ 無断キャンセルのペナルティの考え方についてお伺いします。

○ 通告第8号 貴志 信智 議員

- (1) 現在の公民館は12時から13時までの1時間は予約することが出来ない。コミュニティセンター化に伴って1時間単位の予約を可能にする方針が示されているが、12時から13時の予約も可能にするべきと考える。市の見解を伺う
- (2) 利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入するべきである。短期的には手数料支払い等の負担が生じたとしても、長期的には事務作業の効率化などメリットの方が大きい。そもそもキャッシュレス決済が社会全体として増加するのは確実であり、早めの転換を図るべきである。市の見解を伺う。
- (3) 近い将来、指定管理者による管理を導入し、利便性の向上を図るべきである。例えば市立図書館は直営とほぼ変わらぬ経費で開館時間の拡大など、大幅なサービス向上を果たした。指定管理に移行して現在までに大きな問題も生じていない。コミュニティセンターも指定管理者制度を導入するべきである。市の見解を伺う。
- (4) 現行のコミュニティセンター条例に基づき「営利を目的とした催し」は禁止する方針が示されている。「催し」の定義を明確にするべきと考える。久喜市ホームページには「催し」の事例として「物品の販売を行う等」と示されているが、曖昧である。例えば、サービスへの対価としての性格の月謝・参加費を徴収するようなスポーツ教室や、習い事等の文化的な教室としての利用は、「営利目的の催し」に該当するのか、市の見解を伺う。
- (5) (4)で例示したような利用は、市民活動との線引きが困難である。現行の久喜市の運用は曖昧であり「グレーな利用」が認められる場合と、認められない場合が生まれかねない。白岡市は「営利目的の利用の許可に関する要綱」を定めて、定義を明確にしたうえで、営利目的の利用を許可している。利用率向上、自主財源確保の観点からも、先進地に倣って、営利目的の利用を認める方向で準備するべきと考える。市の見解を伺う。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

(1) 「人口ビジョン」で、「将来展望推計」人口を、2050 年 12 万 1,239 人、2070 年 10 万 711 人としている。推計の根拠として、合計特殊出生率を「2060 年に 1.8 が実現されるよう段階的に上昇していく」と設定し、「純移動率」が、転出超過にある世代（おおよそ 10 代後半～30 代後半）が転出入均衡＝減らない、転入超過の世代の純移動率（転入）が 10%以上上昇すると設定した。そのように「設定」できる根拠を説明されたい。

しかしこの「推計」によると、「65 歳以上人口が最多となる現象は起こらない」「高齢化率が 2050 年以降は低下する」ことになるなど、市にとって厳しい人口と高齢化の推移を避けられるという、きわめて楽観的な疑問の多い推計結果を導いている。

単なる「希望的観測(?)」を根拠とすることは、将来の施策展開と展望を誤らせることになると言わざるを得ないが、認識を問う。

(2) 「成年後見制度」が、序論や基本構想ではまったく触れられず、前期基本計画の p83 障害者施策の項にしか掲載されていない、高齢者施策では触れられていないのはなぜか。

○ 通告第 3 号 渡辺 昌代 議員

(1) 総合振興計画は 2023 年度から 2032 年度までとしている。その構想に SDGs の理念・視点を取り入れて、各施策の取り組みを進めていくとしているが、SDGs は 2030 年を期限とした国際目標である。久喜市の総合振興計画の期間とずれがある。最後の 2 年間はどのようなのか、どのように目標を持って進めるのか、伺う。

(2) P36 の計画期間における人口の推移（見通し）では、2020 年の人口 150,582 人から始まり、2022 年には実際の人口は 151,669 人であるのに、この表では 148,581 人となっている。久喜市が取り組んで人口減を抑えた努力が反映されないまま将来人口推移が示されている。なぜ、実際の数字を反映せずに将来人口を見込んでいるのか、これでは実際の将来人口はずれるのではないかと、伺う。また、優良企業の誘致がどれだけ定住促進が図られた事になるのか、そのデータを示していただきたい。

(3) P59 の(3)「外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます」の日本語教室の参加者数ですが、コロナ影響以前の数字と照らして決して増加させていない。現状は外国人がかなり増加している。課題も多い。積極的な対応を示すべきではないか。

(4) P87 3-1 (2)「公共施設・交通インフラの防災・減災対策の推進」の中で、実施計画では、「スマートインターチェンジ整備推進事業」が取り組みとされている。スマートインターチェンジの整備は、災害時の自衛隊や消防機関の受け入れ体制のために行うのか。伺う。

(5) P97 4-2 (3)「市内公共交通の利用を促します」では公共交通利用者数は大幅に増加を目標値にしているが、P70 実施計画の循環バス、デマンド交通、ふれあいタクシーそれぞれ

の予算は増やしていない。利用の改善も増便、運行改善もされずにどうやって利用者増が見込めるのか、理由を伺う。さらに、改正のマスタープランの交通体系の課題の中では「市内循環バスやデマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を運行していますが、利便性の向上や市内の交通不便地区の改善を図るため、路線や便数の再編などが課題となっています」と記述されている。また、「必要な見直しを行う」ともあるが、改善をするのか、検討はしないのか、それが基本計画・実施計画に反映されていない。しっかりと見直しを持った計画とすべきではないか、伺う。

- (6) P105 5-1 (4)「スマート農業の支援とゼロカーボン技術を促進します」の目当てはあるのか伺う。また、遊休農地面積の削減が目標値としてでているが、具体策はあるのか伺う。
- (7) P129 7-4 (1)「戦略的なシティプロモーションを推進します」では、実施計画では婚活支援事業が提示されているが、基本計画ではその言葉も出ていない。人口ビジョンの中では、久喜市の有配偶率が全国、埼玉県に比べ、全年齢で圧倒的に低い現状が示されている。「結婚・妊娠・出産・子育てに向けた希望を叶えやすい環境づくりが望まれる。」としながらほとんど計画が示されていない。ここの取り組みしだいで人口増が期待できるのに、なぜ計画を大きく打ち出さないのか、伺う。
- (8) P129 7-4 (2)「久喜市の魅力を発掘し活用します」の実施計画では「あやめ・ラベンダー植栽維持管理」事業の予算を2年後から減らしている。あのままでは現状がなくなると指摘して、人員配置、徹底した維持管理、方法の見直しなど要求したが、増やすどころか予算を減額している。どういった考えで今後進めるのか、この計画では進まないのではないかと、伺う。
- (9) P135 8-2 (1)「デジタル化による行政（窓口）サービスの向上と行政運営の効率化を図ります」ではコンビニ交付率を現状値10.4%から50%へ引き上げようとしている。実際のコンビニ交付事業の経費はどれだけ増額となるのか。費用対効果はどうか伺う。

○ 通告第6号 杉野 修 議員

55P— 前期基本計画

- (1) 本文 56P—57P 1-1 「人権尊重」

ア 相変わらず「部落差別・前面」の位置づけであるが、障がい者、難病患者、性的少数者、外国人、など差別やいじめで苦しむ市民の存在はほかにもあり、どれも明確に人権問題である。人権問題として正面から位置付けたうえで、具体的指摘をし、施策を示すべきではないかと、伺う。

イ (4) 人権教育推進で教育集会所の集約化があるが、内下集会所は2023年度に解体するとしており、事業の後退である。記述が正確ではないが、いかがかと伺う。

- (2) 58P—59P 1-2 「共生社会」

性的少数者についての「施策の方向性」は「理解促進を図ります」とされているが、到達点は、もっと先を見据えるところまで来ているのではないかと。「性的少数」には様々な形があるため、同性パートナーだけでなく、誰もが、性的指向、性自認にかかわらず利用可能な制度も視野に入れている。久喜市も「理解促進」ではなく『パートナーシップ宣誓者』が受け

ることのできる新たな行政サービスの拡大に努めます」が適切ではないか伺う。

(3) 68P-69P 2-1 「地域医療体制」

医師不足・看護師不足の実態指摘は必要ではないか伺う。またその中において「東京理科大学跡地を看護学校に譲渡」は積極策として位置付けて良いのではないか伺う。

(4) 76P-77P 2-4 「安心の子育て環境」

ア 「施策の方向性」の「妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援」、支援環境の観点から、過去 10 年間の取り組みの総括を伺う。

イ 本市の合計特殊出生率は、2012 年が 1.09 であった。現在 1.24 への変化をどう評価しているか。また 5 年後 2027 年目標値を 1.31 としているが、達成に向けては、どのような戦略を描いているのか伺う。

ウ この分野での関連する SDGs は目標 1、2、3、4、16 としているが目標 5 の「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」も関連するのではないか、考えを伺う。

エ 関連する SDGs についての検討は、策定支援業務委託先の株式会社コーエイリサーチ & コンサルティングによるものか、市との協議結果なのか、あるいは審議会での審議によるものなのか伺う。

オ 子育てに関する支援策などは、梅田市長の選挙公約でも見られる。総合振興計画の 3 年ごとの見直しに対し、市長の任期は 4 年だが、計画見直しを市長の任期に合わせる検討はされたか伺う。

(5) 96P-97P 4-2 安全で快適な道路整備と公共交通の利便性高める

タイトルは「公共交通の利便性を高める」としながら、「公共交通手段を維持していく」とし、「民間公共交通の利用を促します。」とあるが、整合性も含めて説明を求める。

(6) 132P-133P 8-1 行政改革推進

施策の方向性(3) 公共施設の配置適正化に「市役所増築をはじめとする公共施設個別施設計画の見直しを市民参加で見直す」の記述をして市民に明示すべきではないか伺う。

○ 通告第 8 号 貴志 信智 議員

(1) 基本目標 8 「健全な財政運営に取り組みます」について

ア 「健全な財政基盤を確保する」とある。久喜市が考える「健全な財政基盤を確保」とは具体的にどのような状態か。見解を伺う。

イ 「一定程度の財政調整基金を確保」とあるが「一定程度」というのは、どのような水準を示すのか、見解を伺う。

ウ 中期財政計画(令和 4 年度～令和 8 年度)での実質公債費比率の目標は少なくとも 4.7% より低く設定されているが、本計画においては 5.1% と設定している。どのような考え方で目標を設定したのか見解を伺う。

○ 通告第 1 号 春山 千明 議員

- (1) 自然環境保全の取り組みでは市民活動団体による環境保全活動が展開されているが団体のメンバーの高齢化による組織の後継問題などの課題があるとこの計画にも示されている。自然環境の保全は急務な状況であるが具体的な環境推進役の育成に関して環境学習講座等の開催を通じて学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができる環境ボランティアを育成するとあるが、かなり高度な知識がないと指導者にはなれないと考える。目標の考え方が甘いと考えるがいかがか伺う。
- (2) 自然環境が全ての生命の生存基盤であることから、自然環境保全の大切さは今回の計画の端々から伺い知ることができる。しかし市内の自然環境保全地区の指定数は 10 年後の目標値が現状維持のままとなっている。この根拠はどのようなものか伺う。
- (3) 生物多様性の保全では希少動植物を守りながら合わせて外来生物対策もしっかりと進めて行かなくてはならない。どちらも重要性を広く周知しなくてはならないが今と同じ程度の周知方法では難しい結果となる。この計画で推進する周知方法はどのようなものか伺う。
- (4) 守るべき保存樹林などに対する理解不足からくる課題等に対しても目標を進める上では大切と考えるが具体的には盛り込まれていない。考え方を伺う。

○ 通告第 3 号 渡辺 昌代 議員

- (1) P16～ 前計画の検証について
 - ア 環境目標ごとに評価がされているが、B 評価 C 評価が多く感じる。課題を残した点などを含め総括を伺う。
 - イ それをふまえ、久喜市が取り組む「豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち」とした一番の課題は何と捉えて取り組んで行くのか伺う。久喜市では今後の総合振興計画の中では、スマートインターチェンジの整備、新しい工業団地誘致、道の駅整備、など開発が優先で「豊かな環境を守り、育て」と大きく打ち出すことはできないのではないか。今後 10 年間でどれだけの田・畑・木々が失われることになるのか。これらのことについてどのように考えているのか伺う。
- (2) P30、31 「市内における温室効果ガス排出量の推移と今後の見通し」について 2021 年実績が示されていない理由を伺う。また、環境指標などは 2032 年となっているが、予測値が 10 年後の 2032 年まで示さずに 2030 年度となっているのはなぜか、伺う。
- (3) P31 「市内における温室効果ガス排出量の推移と今後の見通し」の一般廃棄物の予測値が増加している理由を伺う。

- (4) 全体を通して、「事業者の省エネルギーの促進」とか「環境目標達成のために事業者が行うこと」(P61、67、73、74)が示されているが、確認や指導、点検などはどのように行っていく計画なのか具体的に伺う。
- (5) P51 「個別目標達成に向けた取組」⑧について環境や農地を守るために重要と考えるが、今後10年間の計画を伺う。
- (6) P61 「個別目標達成に向けた取組」③の「ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行」うとは、今後プラスチックごみの分別も含め進めるということか、伺う。総合振興計画の中で市民アンケートを取っているが、中学生のアンケートも含め、環境への配慮の点では多くの方が意識を持っている事がうかがえる。久喜市全体のごみ行政、市民のための焼却場である事を考え、市民意識調査を行い早い段階で分別を進めるべき計画にすべきと考えるが、いかがか。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

(1) 各重点施策や取り組みの「目標値・指標」の設定の考え方を問う。

ア p59 「目標値」として、「災害時要援護者の支援体制づくりが進んだと感じる活動実践者・専門職の割合」を指標としたのはなぜか。

「災害時要援護者」の当事者や家族が、「安心できる体制作りが進んだ割合」、基本的には、客観的に数値化できる登録や個別支援計画の策定状況をこそ指標とすべきではないか。

イ p49、p55、p57、p62 いずれも「進んだ（充実した）と感じる」割合を目標指標としているが、具体的・客観的に誰が見ても理解できる指標を掲げるべきでないか。

ウ p45 「『地域福祉』という言葉や意味を知っている市民の割合」を目標指標とするとすれば、取り組みは単に「周知や広報の強化」にしかならない。目標指標としては、周知や広報をどのように（どれくらい）取り組むかを掲げるべきではないか。

(2) p63～ 権利擁護、「成年後見制度」が掲げられているが、具体的な取り組みをどのように進めるかが明確でない。見解を問う。

ア p10 で、第 2 次計画の取り組みとして、「成年後見制度に関する制度や仕組みの周知をはかり、成年後見センターを設置した」とあるが、これまでの取り組みの現状と成果が明記されていない。現状と成果について、どのように評価しているか。

イ p68 「成年後見制度」について知っている市民の割合を目標指標としているが、これでは市民への周知や「広報」自体を目標とすることになるのではないか。

成年後見制度が必要な人の把握、それらの人々に対して、実際にどれくらい相談の体制があるか、市長申し立てを含め、どれくらい対応できているかを把握して、目標指標とすべきではないか。

○ 通告第 1 号 春山 千明 議員

(1) 都市防災について

市街化調整区域において水害時に浸水等の被害が想定される地域では新たな住宅開発を抑制するとある。抑制の範囲等、もう少し詳しくわかりやすい文章にできないか伺う。

○ 通告第 6 号 杉野 修 議員

(1) 本文 14P 改定案 5P 超高齢社会にふさわしい公共交通

「新たな公共交通システムの整備」の文が削除されている。その理由を伺う。

(2) 本文 19P 改定案 6P 2-4 防災・その他の課題

新たに「市街化調整区域のうち、水害時に浸水等の被害が想定される地域については、新たな住宅開発を抑制します。」とあるが、具体的な地域はどの周辺地か。また、現地は、想定される浸水被害を防止する手段は期待できないのか伺う。

(3) 本文 29P 改定案 7P 2-1 将来の都市像 都市核

市街地形成を図る際の「都市核」について、これまでの「市役所、各総合支所、駅の周辺地域」を「鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域」に変える内容。

ア この箇所を改定する意味を説明されたい。

イ 合併してからこれまで、特に菖蒲、栗橋、鷺宮地区の市民から、「市内循環バスやデマンド交通（くきまる）で市役所、病院、スーパーに行けるようにしてほしい」との要望が出されてきたが、公共交通の拠点から市役所、各総合支所を対象から除外し、鉄道駅に限定したようにもとれるが、考えを伺う。

(4) 本文 38P 改定案 10P 3. 「快適で利便性の高い公共交通の整備」

ア 小見出しが「市内循環バス等の拡充・再編による利用促進」から「公共交通の拡充・再編・路線バスの充実」と変わり、本文中には、「デマンド交通等の利用状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、民間事業者が運行する路線バスの充実を促進します。」との文章が追加された。これは「民間を応援し、久喜市の公共交通サービス大後退の始まり」ととれる。説明されたい。

イ 自治体として、公共性があるとはいえ、民間事業者の事業を「充実促進」させることは自治法上、問題はないのか。路線バス事業の充実を促進するという内容を示されたい。

ウ 小見出し「本市の交流を図る公共交通の充実」と、その項の文章中、「デマンドバス等の導入を図るほか」の箇所が削除となっている。理由を伺う。公共交通サービスの向上の道を閉ざすことに繋がらないか、考えも伺う。

(5) 本文 66P 改定案 17P 鷺宮地区の整備方針(4) まちづくり

ア わし宮団地と周辺地域での「賑わいや活力の創出に」とは具体的には何をさしているのか伺う。

イ 浸水対策の関係で「調整池の整備」とあるが、団地内の調整池を改築するのか、団地外に設置の計画か伺う。また、周辺水路の整備は同時進行か伺う。

○ 通告第1号 春山 千明 議員

- (1) P49 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進

第2期計画の幼稚園と小学校の交流活動の最終年度目標値は28回。小1ギャップなどの課題解決に重要な小学校との連携を消極的目標値25回にした根拠を伺う。

- (2) P85 社会教育事業（公民館事業）として目標値90事業とある。公民館が廃止される中、第3期であるこれからの5年間でどう充実させていくのか伺う。

○ 通告第3号 渡辺 昌代 議員

- (1) P15 久喜市の現状において「体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実」の中で毎日朝食を食べている児童生徒の割合が実績値としてかなり下がってきている。原因調査、対策などが今回の計画では見当たらなかったが、どのように取り組んで行くのか、伺う。

- (2) P17 久喜市の現状の「今後の課題」において「人権感覚育成プログラム」の更なる活用とともに、体験活動の充実が必要だとしている。また、P43「学校・家庭・地域等における人権教育を推進します」では「人権感覚育成プログラム」を活用した学習や参加体験型学習などの体験学習を実施する。とあるがこの体験学習とはどのような内容を想定し、計画していくのか伺う。

- (3) P53 2「学力向上を目指した教育の推進」の学力を伸ばした児童生徒の割合の2027年度目標が全て100%になっているがこれは現実的ではないと考えるが、このようにしたのはなぜか伺う。

- (4) 全体を通して「全国学力・学習状況調査」の記述が多くでていますが、この調査は対象学年の児童生徒が受けなくても、抽出調査で対応できるとされている。今後の調査はどのような形で行うのか伺う。

- (5) P73 1「学校の適正規模・適正配置の推進」では検討の基準にまで小規模化が進んだ学校については、適正規模・適正配置の検討を始めるとしているが、もうかなり進めている現状ではないか。学校がなくなることは、コミュニティがなくなり、人口増の希望が薄くなり、過疎化が始まる事に繋がる。基準だからと進めるべきではない。久喜市の全体をしっかりと捉えていただきたいがいかがか。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

(1) 県内 40 市の特別職給与および報酬の支給割合を把握しているか。

2019 年の改定時、市長等 3 役の給与、議員報酬の支給割合が、職員より低く設定しているのが 10 市、その内の 4 市は年間 4 か月分以下であった。

現在の支給割合が職員より低い市、年間 4 か月分以下の市は何市か。また今回の改定で、どうなる見通しか。

(2) 特別職の報酬改定、期末手当の支給割合の引き上げについて、報酬等審議会の意見を聞くべきであるが、いかがか。

市長は、2019 年の「答申・付帯意見」によって、期末手当の引き上げについては今後は審議会の意見を聞く必要はなくなったと認識しているのか。見解を問う。

○ 通告第 5 号 川辺 美信 議員

- (1) 人事院の給与勧告の骨子には、民間給与との較差 0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げと記されています。そこで、一般職給料表の改訂を平均改定率 0.1%とした理由をお伺いします。また、国・県の平均が 0.3%に対してなぜ久喜市が 0.1%なのか、国や県と同じ 0.3%にするか骨子に記された 0.23%とするべきではないかお伺いします。
- (2) 骨子には給料表の職務給ごとに平均改定率（1 級 1.7%、2 級 1.1%、3 級 0.2%、4・5 級 0.0%、6 級以上改定なし）が記されています。久喜市の職務給ごとの改定率と対象人数をお伺いします。
- (3) 職員給与の 2022 年 4 月 1 日のラスパイレス指数と、給与改定後のラスパイレス指数をお伺いします。
- (4) 会計年度任用職員も対象になっています。会計年度任用職員「別表第 1(第 3 条関係)」に示された職名ごとに改定された給与月額と時給についてお伺いします。
- (5) 2020 年と 2021 年に期末手当が合計 0.2 ヶ月削減されています。期末手当は会計年度任用職員も対象でしたが、今回 0.1 ヶ月引き上げられる勤勉手当は、勤勉手当の支給が無い会計年度任用職員は対象外となります。そこで、引き下げられた 0.2 ヶ月分を回復する観点から、勤勉手当ではなく期末手当を引き上げるべきだと考えますがいかがかお伺いします。